ID: 328

担当部署: 都市政策部 都市基盤室 道路・公園課

処分の概要	使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例　第5条第1項
例規番号	昭和63年条例第29号

【根拠条文】

（使用料等）

第5条　前条の規定により使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第2に定める使用料を前納しなければならない。

2　第15条第1項の規定により駐車場の管理を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせた場合にあつては、使用者は、前項の使用料に代えて、駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を前納しなければならない。

3　前項の利用料金は、指定管理者が別表第2に定める使用料の額の範囲内において、市長の承認を得て定めるものとする。

4　市長は、地方自治法第244条の2第8項の規定により、第2項の利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。

別表第2（第5条関係）

1　JR芦屋駅北自転車駐車場の使用料

自転車等の種類	使用料（円）					
	定期使用				一時使用	
	1月		3月		1日	回数使用（11回分）
	地下1階	地下2階	地下1階	地下2階		
自転車	2,030	1,420	5,600	3,870	100	1,000
原動機付自転車	3,050	2,130	8,350	5,800	200	2,000

2　阪神芦屋駅南自転車駐車場の使用料

自転車等の種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用（11回分）
自転車	2,030	5,600	100	1,000
原動機付自転車	3,050	8,350	200	2,000

3　阪神打出駅前自転車駐車場、阪急芦屋川駅北自転車駐車場及びJR芦屋駅南自転車駐車場3の使用料

自転車等の種類	使用料（円）			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用（11回分）
自転車	1,520	4,270	100	1,000
原動機付自転車	2,540	7,330	200	2,000
自動二輪車	—	—	300	3,000

4　阪神打出駅南自転車駐車場、阪急芦屋川駅南松ノ内自転車駐車場、JR芦屋駅南自転車駐車場1及びJR芦屋駅南自転車駐車場9の使用料

自転車等の種類	使用料(円)			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用(11回分)
自転車	1,520	4,270	100	1,000
原動機付自転車	2,540	7,330	200	2,000

5　阪神芦屋駅西自転車駐車場の使用料

自転車等の種類	使用料(円)			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用(11回分)
自転車	2,030	5,600	100	1,000
原動機付自転車	3,050	8,350	200	2,000
自動二輪車	―	―	300	3,000

6　阪急芦屋川駅南月若自転車駐車場の使用料

自転車等の種類	使用料(円)			
	定期使用		一時使用	
	1月	3月	1日	回数使用(11回分)
自転車	2,030	5,600	100	1,000

備考

1　定期使用とは、毎月1日から末日までの1月単位で、1月又は3月の使用をいう。

2　一時使用とは、1日を単位とし、駐車1回の使用をいう。

3　使用許可期間を経過した場合における経過した期間に係る使用料の額は、1日につき一時使用の使用料の額とする。

4　第3条第3号に規定する自動二輪車のうち、原動機付自転車に類似するものについては、原動機付自転車の額とする。

5　第3条第4号の特に認めるものの使用料の額については、駐車する自転車等に類似する種類の使用料の額とする。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和7年4月1日